

令和6年3月24日

利用契約者様

水橋フィッシャリーナ指定管理者
 特定非営利活動法人 浦島倶楽部
 理事長 若杉達也

利用規程の別表 表示の誤記について（報告）

令和5年12月1日より施行として水橋フィッシャリーナ利用規程を改定したところですが、第3条に記載してある別表に定める利用料金の一部に誤りがあったことから、下記のとおり訂正いたしましたので報告いたします。利用契約者の皆様にはご迷惑をお掛けし申し訳ありませんでした。

記

- ・水橋フィッシャリーナ利用規程 別表
- ・改定理由：水橋フィッシャリーナ利用規程 第3条に記載してある別表内において、利用契約者のみを対象として販売している上下架施設の回数券について、その他のフィッシャリーナ利用者（施設利用者）についても同額にて販売するとして規程内容に誤りがあったため

訂正前 利用規程 別表

施設使用料

種別	単位	令和6年3月迄		令和6年4月以降	
		契約者	施設利用者	契約者	施設利用者
上下架施設	1回（往復）につき	1,650	4,400	2,000	5,000
回数券	11枚綴り （1枚1往復）	16,500	16,500	20,000	20,000
ピジター棧橋（※）	1隻につき1日	450	2,750	500	2,750
修理ヤード（※）	1日につき	1,100	2,200	1,200	2,200
会議室	小会議室	1時間につき	330	330	330
	中会議室	1時間につき	440	440	440
電気設備	1日につき	0	330	0	330

※契約者は、3日間無料で4日目から日単位で有料となります。

訂正後 利用規程 別表

施設使用料

種別	単位	令和6年3月迄		令和6年4月以降	
		契約者	施設利用者	契約者	施設利用者
上下架施設	1回（往復）につき	1,650	4,400	2,000	5,000
回数券	11枚綴り （1枚1往復）	16,500		20,000	
ピジター棧橋（※）	1隻につき1日	450	2,750	500	2,750
修理ヤード（※）	1日につき	1,100	2,200	1,200	2,200
会議室	小会議室	1時間につき	330	330	330
	中会議室	1時間につき	440	440	440
電気設備	1日につき	0	330	0	330

※契約者は、3日間無料で4日目から日単位で有料となります。